

令和 4年 6月 23日

## 会员 各位

福岡県中古自動車販売協会  
福岡県中古自動車販売商工組合

適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）のお問い合わせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素はJUオークションに格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行され、適格請求書発行事業者登録を行わないと取引先の買い手は消費税の仕入税額控除が出来なくなります。（インボイスをもらえないと納税額が増えます）

つきましては、貴会員におかれましても、管轄のインボイス登録センター等へ申請手続を行っていただきますようお願い申し上げます。(令和3年10月1日より受付開始)

また、オークション取引においては、オークション会場による参加者のインボイス登録番号の把握が必須となるため、当組合まで登録番号をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

インボイス登録番号のご連絡をいただけない場合、令和5年10月1日以降のオークションへご参加することができなくなりますのでご了承ください。

(注) オートオークションでは会員様同士が直接インボイスを交付する仕組みではないため、オークション会場が会員様のインボイス登録番号を把握することによりオークション計算書がインボイスと認められることとなっています。(媒介者交付特例といいます)。

敬具

(下記をご記入の上、ご返送ください)

JU福岡 行 (FAX: 092-943-6691)

※添付書類として「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写しをお願いします。

令和 年 月 日

会員名	
会員NO( )	
住所	
連絡先電話番号	

古物許可番号

古物許可公安委員會

令和5年10月1日より インボイス制度 が施行されます。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)は、新しく施行される消費税の仕入税額控除の方式です。

オートオークション参加の皆さん

# 適格請求書発行事業者 にご登録ください。

また、「登録番号」をオークション会場へ  
お知らせください。

インボイス制度に対応するためには 適格請求書発行事業者 への登録  
が必要です。

オークション会場では 媒介者交付特例 の適用を受けるため、皆さまの  
適格請求書発行事業者「登録番号」を把握する必要があります。



適格請求書発行事業者への登録申請をする。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには  
**令和5年3月31日までにe-TAXもしくは税務署への申請**が必要になります。

■詳しくは インボイス制度特設サイト

0120-205-553 (無料)

受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)



適格請求書発行事業者の登録完了。

**適格請求書発行事業者「登録番号」**が発行されます。

適格請求書発行事業者「登録番号」を通知する。

オークション会場では、**媒介者交付特例**の適用を受けて出品店に代わり、  
計算書を以ってインボイスの発行を行います。

このため、皆さまの**適格請求書発行事業者「登録番号」**の把握が必要になりますので、ご参加のオークション会場まで通知をお願いします。

# 販売する側がすること

## ＜インボイス発行のために必要なこと＞

令和5年3月までに

- ◆適格請求書発行事業者登録の申請

令和5年9月までに

- ◆インボイスの必要記載事項に合った請求書の様式変更

令和5年10月から

- ◆取引の相手方(課税事業者)から求めがあった場合のインボイスの交付
- ◆交付したインボイスの写しの保存(課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から7年間)

### ※免税事業者への影響について

現行制度では免税事業者からの仕入でも仕入税額控除が可能ですが、インボイス制度になるとインボイスを発行できない免税事業者からの仕入については仕入税額控除ができませんので、買手は免税事業者からの仕入を敬遠することが想像されます。

取引の継続のために売り手としては、免税事業者から課税事業者になるとともに、適格請求書発行事業者になる選択をすることも考えられます。

**An invoice system** will come into effect on October 1, 2023.

The invoice system (Qualified Invoice Retention System) is for the new purchasing tax deductions for consumption tax.

To all auto auction participants

# Please register as a Qualified Invoice Issuer.

Also, please tell the auction venue  
your Registration Number.

Registration as **a Qualified Invoice Issuer** is required to use the invoice system.

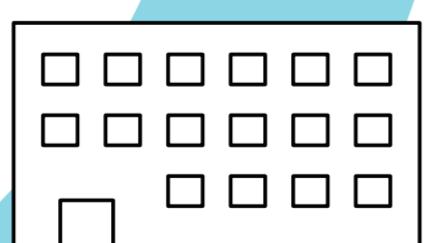
In order to qualify under **the Agency Issuance Special Provisions**,  
the auction venue needs to know **your Qualified Invoice Issuer Registration Number**.



National Tax Agency



Auction Participant



Auction Venue

## Apply for registration as a Qualified Invoice Issuer.

In order to be registered by October 1, 2023, when the invoice system begins,  
**you must apply using e-TAX or at your tax office by March 31, 2023.**

- For more information,  
please refer to the special invoice system website  
**0120-205-553 (toll-free)**

Reception hours 9:00~17:00 (excluding weekends and holidays)



## Registration as a Qualified Invoice Issuer is complete.

A **Qualified Invoice Issuer Registration Number** is issued.

## Tell the auction venue your Qualified Invoice Issuer Registration Number.

The auction venue will issue invoices with statements on behalf of the seller based on **the Agency Issuance Special Provisions**.

For this reason, they need to know **your Qualified Invoice Issuer Registration Number**, so please notify the auction venue you participate in.